

集方法、休暇、規律、解雇)について決定している。なお、「家族と社会扶助」法典は、2、000年に「社会的アクションと家族」法典に衣替えしている。(2)

なお、1983年の地方分権法により、AMの業務に関する所管も国より県(地方)に移管されたが、各市区町村は、満6歳未満の子の受入れ(里親サービス)の発展について、数年間分の基本計画(un schéma locaux)を作成することができることとされた(家族と社会扶助法典123-12条)。

(1) Bernadette Lardy-Pélissier, Jean Pélissier, Agnès Roset, Lysiane Tholy, Le Code du travail annoté 2001, Groupe Revue Fiduciaire. 2001.p.1647.

(2) Bernadette Lardy-Pélissier, op. cit. p.1647.

3 AM(里親)の基本的種別 I 里親の受入れ形態 受入れ形態により、永続(的)里親(permanente)と非永続(的)里親(non-permanente)の2種の別があり、永続的里親は1日保育や昼間保育と異なり、昼夜24時間の監護を継続するもので、里親と雇主(使用者)との間で里親(受入れ)契約(contrat d'accueil)を締結する。永続里親も継続的里親(continu)と断続的里親(intermittent)に分かれる。受入れ契約で引き続き15日以上の間を定めるときは継続的里親となる。

非永続的里親は、親の勤務時間の間、昼間だけ、放課後のみ、1日限りあるいは夜だけ自宅に未成年者(仏では18歳未満の子をいう)を預かる場合をいう。引き続き預かる場合も15日内の場合は、これに含まれる。

II 3種の雇用形態と里親の地位(身分)

雇主(使用者)が誰かによって、次の3種の基本形態に分かれる。しかし、身分に共通する部分については、法規は里親全体に適用される。

- ① (雇主)によって個人的に雇用された里親 独立して賃金を受けているサラリーウーマン(salaries indépendante)であり、労働法典の適用を受けないか、または特別な取り扱いを受ける。募集された(recrutée)者であるが、一定の制限を除けば、業務が公益事業(services publics)であるか半公益事業(semi-publics)であるため、財政上・行政上の支援を受けている。また栄養士などの医療補助者(paramedical)や育児専門の看護婦等の専門家(specialize)の管理・指導を受ける。
- ② 私法上の法人(私法人)によって雇用された里親 私法上の組織によって雇用されている里親であって、永続的資格で引き受けた里親は、未成年者ごとに労働契約とは別の里親=受入れ契約を締結する。募集された者であり、労働法が適用される。
- ③ 公法上の法人(公法人)によって雇用された里親である。県、市区町村などの地方自治体(collectivité territoriale)に雇用されているサラリーウーマンであり、②と同様に里親契約を締結する。その身分は公・私混合(mixte)であり、公法と私法が適用される。労働組合や労働者の権利を定める労働組合法が適用される。

B アグレマン(agrément)の取得

1 アグレマン

AM(里親)の職業に就くには、事前のアグレマン(認可)が必要である。1977年以來、報酬を得て、習慣的・恒常的に未成年者を自宅に受け入れる(預かる)ときは、県のアグレマンの認可による認定が不可欠となった。このアグレマン取得の義務は、永続・非永続的資格を問わず、また子が未成年であれば子の年齢を問わない。

アグレマンは、子の身体的成長や・知的・愛情的発達など未成年者の保護をAM希望者に課し、子の安全・健康・成熟に対するプラン(計画)の最低基準の遵守を保障するものである。すなわちアグレマンは里親資格の認定であると同時に家族手当金庫の援助、研修参加、社会的保護、特別減税などのいわばパスポートである。アグレマンのないときは、いわゆる違法な「やみ(闇)労働」(travail "au noir")として、刑事上の処罰を受ける。

なお、外国籍の里親が、フランスにおいて職業上の活動(AM)をするには、その資格つまり労働許可(autorisation)がなければならない。

2 アグレマンの手続

I アグレマンの申請 AM(里親)の希望者(候補者)は、住所地の県会議長(président du conseil général)のアグレマンを得るため、その申請をしなければならない。ただし、以下の免除者を除く。

II アグレマンの免除者

- ① 子と6親等内の血族または姻族。ただし未成年者の託置(placement)が公・私の方の措置としてなされたときを除く。
- ② 少年非行に関する45年のオールドナンスに従って、裁判官により少年を委託されている(confiés)信頼に値する者。
- ③ 育成保護(assistance éducative)に関する民法375の3条に従って子を委託されている信頼に値する者。
- ④ 学校の休み、仕事の休日、または余暇のときだけ専ら未成年者を預かる者。

III 申請書類 里親を希望する者は、P.M.I(Protection Maternelle et Infantile, 母子保護)の県事務所(service départemental)にアグレマンの申請書類(candidature)を提出しなければならない。申請書類は、申請書と健康診断書である。受け入れる子は3人までが限度であるが、それを超えるときは、例外的措置を申請しなければならない。

申請書には次の事項が含まれる。

- ① 申請者の身分証書(戸籍抄本)
- ② 家族の現況(未成年者の人数と年齢、成年者の人数など)
- ③ 物質的条件、居住面積、部屋の数、里子のための専用部屋の有無、住宅の形態(個人住宅、アパートなど)、近くの中庭や遊び場など。
- ④ 里親研修とそのレベル
- ⑤ 職業上の経験(特に最近の5年間)
- ⑥ 子に対する経験
- ⑦ 申請の理由(子の育成への関心など)

⑧ 永続的か非永続的か、非永続的の場合において昼間（1日）里親のときは、放課後か特別な時間か

⑨ 受け入れたい子の数と年齢

申請は、返信用受取通知書付きの書留郵便でしなければならない。

3 子の数の制限

子の数を同時・最大3人までとする制限は、92年法が里親の受入れの質（資格）と子の保護の保障を考慮して定めたものである。つまりこの制限は保育労働の負担の限界と子の幸福の保障にあるから、そのおそれのない兄弟姉妹(*fratries*)の場合や1日里親で放課後保育などとの組み合わせが可能な場合は、例外措置の申請により、3人をこえる受託が県会議長の迅速な決定によって認められる。

4 アグレマンのその他の要件

I 年齢 未成年者の年齢は、申請人(*candidate*)より少なくとも10歳以下の年少者でなければならない。里親の最低年齢については、規定がないので一般法の労働者の最低年齢である16歳である。したがって、16歳以上の者は、AM（里親）になる資格(能力)がある。

II 親族的身分 法律は、里親の身分についての要件を定めていないので、既婚者、内縁中である者(*vivre en concubinage*)あるいは単身者でもよく、子どものいることも必要でない。

5 審査 これらの要件は、県会議長の名においてスタッフ（P.M.I.のソーシャル・サービスの助手、新生児や3歳未満の保育免許を持つ保母(*puéricultrices*)、および医師）によって、審査される。また住居も評価される。これらの物質的条件だけでなく、育成能力や人格的關係も調査される。

6 審査期間 県会議長のアグレマンの決定は、非永続的資格で未成年者を預かるときは、申請の日から3ヶ月内に、永続的資格の申請のときは、6ヶ月内に文書によって通知される。この期間内に通知がない（*silence*）ときは、アグレマンは取得されたものとみなされる。これを黙示のアグレマン(*agreement tacit*)という。この場合、請求すれば、即刻、県会議長の証明書が交付される。

7 不服申し立て アグレマンに不服があるときは、不服申し立て(*recours*)ができる。

8 アグレマンの授与(*octroi*) 里親には、アグレマンの証明書が交付される。アグレマンの有効期間は5年である。違反があれば（子が3人の制限を超えている場合など）この期間は短縮され、また里親としての資格要件を欠くに至ったときは、アグレマンは停止、変更、または取り消される(撤回)。有効期間は5年であるが、更新が可能である。

9 アグレマンの内容 アグレマンには、永続・非永続の別、子の数と年齢、子を預かる時間（昼・夜など）が指定される。ただし永続と非永続の2種のアグレマンを持つこともできる。混合(*mixtes*)と呼ばれている。

10 アグレマンの却下 全体的または部分的にアグレマンが却下(拒否)されたときは、

受取通知届付き書留郵便によって通告される。却下の判定理由は、十分にその理由を述べなければならず、申請者であるAMは、その文書にアクセスすることができる。

1 1 不服申し立て(recours) 却下の決定に対しては、県会議長に無償の不服申し立てができ、また行政裁判所に行政上の不服申し立てができる。またアグレマンの却下に対する弁護権の一般的原則の尊重は、コンセイユ デタ (参事院) によって承認されている。

1 2 I コントロール A. S. E. (児童社会扶助局) の県事務所は、その立場から未成年者を預かっている者の物質的条件と里親委託のモラルを保障するために、その者たちをコントロールする責務を負う。また県会議長は、委託条件が十分でなくなったときは、アグレマンの変更、停止または取消しの決定をする権限がある。

II 有効性 アグレマンは、県をこえて全国的に有効である。ただし県をこえて住所を移転したときは、所要の手續をしなければならない。

III 92 年法により、県同数諮問委員会 (Commission consultative paritaire départementale) が創設されている。これは、アグレマンの決定前に恣意的な判断の危険を防止するために、里親の代理人と県当局との対話の有用性を予測して作られたものである。委員会は、双方の同数の代表者によって構成されている。委員会は、アグレマンの取消し、内容の制限、更新などについて、県会議長の決定の前に、議長に委員会の意見を具申する任務を負う。

1 3 アグレマンについての情報 アグレマンに関するすべての決定 (授与、停止、取消し、変更) や里親の県の住所移転届は、県会議長から里親の市区町村長に通知される。

1 4 公認 (認定) 里親の名簿 近くの里親に子を委託したいと希望する者は、県または市区町村長に問い合わせることによって、認可された公認の里親名簿を入手することができる。

1 5 家族手当金庫 県会議長は、アグレマンの取消し、停止、変更をしたときは、認定里親の雇用のための家族援助支給機関 (AFEAMA) に通知することになっている。

1 6 アグレマンを得ていない無認可里親は、県会議長に告発され、議長より 15 日以内にアグレマンの請求をするように督促される。雇主にも議長から通告される。従わないときは、処罰される。

C 労務契約と受入れ(里親)契約

里親の認定を受けると、アグレマンの内容を遵守して、その住居に未成年者の受入れを開始することができる。この職務の実施(就労)は、使用者 (雇主) の雇入れ、つまり既述の雇用の 3 基本形態による。すなわち使用者は、1、個人 (私人・自然人)、2、私法上の法人または 3、公法上の法人である。以下、この 3 種に分けて述べる。

子を預ける(confier)か否か、どの里親に預けるかの選択は、雇主 (使用者) の権限である。雇主が、自身固有の基準(critère)と要求(besoins)によって決定する。

里親と使用者間の契約には、労務契約(contrat de travail)と里親 (受入れ) 契約(contrat de d'accueil)の 2 種類がある。里親契約の締結は、法人によって委託された子の永続的受入れ

についてのみ強制的である。私人間の場合は、1の契約で当事者間のすべての関係を決めることができる。したがって、使用者が1、私人か、2、法人かの2種によって、里親の受入れ状況も異なったものになる。

D 私人による雇用

1 親（使用者・委託者）は、自分が仕事をしている間に子を監護させるために独立里親を直接雇い入れることを選択することができる。私人である使用者は、選んだ人に子を委託する前に、里親が認可されており、かつ職業上の民事責任についての保険に署名していることを確認し、里親と受入れの方式と雇用条件が労務契約の締結によって明確に規定されていること、里親が外国人であるときは、フランスで就労することのできる滞在許可の資格があることを確認すること、および子が新しい環境に適応するようにその期間を慎重に準備しなければならない。

2 労務(労働)契約 I 契約の形式は、当事者の都合に任されており、口頭であると文書であるとを問わない。多くのモデルが里親協会や里親リレー(relais,中継ぎ)協会などによって、提供されている。

II 期間は、原則として不確定期限の労務契約であるが、確定期限を定めることも可能である。

III 労務契約の内容は、法律や里親に関する法令（最低賃金、有給休暇、解雇の予告など）を遵守すれば、当事者が自由に決定することができる。それには、次のことを明確に定めておくことは有用である。試用期間、受入れ(委託)時間表、賃金の額と支払日、親による子の扶養料（補償金、必需品）の保証の方法、委託される子がいない場合に適用される規定、解約条項などである。

IV 労務関係の紛争が示談によって解決しないときは、訴えは裁判所になる。管轄裁判所は小審裁判所(le tribunal d'instance)であったが、98年の裁判組織法の改正により、里親に関する紛争は労働審判所(conseil de prud'hommes)となった。

3 就労扶助料(Aides à l'embauche)に対する援助

I 「認可里親雇用のための家族扶助料 (A F E A M E)」 認可里親の使用者である親には、監護費用の一部がA F E A M Eによって支弁される。99年には、その受益者は467,000人であり、約90億フランの給付がなされた。

II 支給条件 子の場合、里親によって受け入れられる子は6歳未満に限られる。里親の税込み報酬は、子1人1日当たりSMIC（全産業一律スライド制最低賃金）の5倍を超えることはできない（ちなみに、01年7月1日以後の報酬は、218,60フラン）。

A F E A M Aに対する権利の開始と終了 申請が提出されかつ必要な条件が揃った場合、受給権は民事四半期(3ヶ月)の期間中の最初の日以後に開始し、条件の1を欠くに至った四半期の最初の日を終了する

4 着手への手続 当事者には、労働法の遵守と給与明細書の作成が課される。

5 使用者の登録 里親を雇用する者は、最初に、使用者として登録するために、雇い

入れ後1週間内にURSSAF(Union pour le recouvrement des cotisation de sécurité social et d'allocations familiales, 社会保障と家族手当保険料徴収のための連盟)に届け出ねばならない。この届出は、AFEAMAと同時にすることができる。また使用者は、里親が社会保障制度に登録していることを確認しなければならない。

6 認可里親は、職業上の民事責任を保険によって支払わねばならない。すなわち監護している子が引き起こすかもしれない損害や被害者となった場合の損害について自ら責任を負うからである。

7 契約の終了 確定期限を定めているときは、労働契約はその期限の到来によって終了する。最初の3ヶ月の試用期間中は、相互に自由に解約できる。3ヶ月経過後は、労働契約の解雇は労働法など一般法の原則に従う。すなわち3ヶ月以上の雇用している場合において、当事者が解約するときは、受取証書付書留郵便にて告知しなければならない。解雇予告期間(3ヶ月以上6ヶ月未満の雇用期間の場合は15日、6ヶ月以上2年以下の場合1ヶ月、2年以上の雇用の場合2ヶ月)の違反(不履行)があるときは、補償手当支払いの原因となる。また、解約の理由によっては、里親は失業手当を受ける権利がある。

不確定期限の場合は、撤回・取消し(retrait)は、子の取り戻しの15日前に予告しなければならない。ただし3ヶ月以上雇用しているときは、重大な理由がある場合を除いて、その違反(不履行)は、損害賠償の対象となる。

97年6月17日の破毀院の判決は、労働法(L. 773の8条)が認めている子の引き取り(撤回)の権利(droit de retrait)を私人である使用者(親など)が自由に行使できることを確認している。しかし、それは濫用であってはならず、またその動機は適法なものでなければならない。なお、解約に当たっては、不法な理由による補償金、解雇手当(特約している場合)、有給休暇手当、予告手当等の問題が生じる。

E 法人による雇用

1 法人による里親の雇用は、2種の異なる目的(資格)に分かれる。1つは非永続的資格で子を受け入れる場合であり、とくに里親が例えば市区町村の家庭保育所(crèche familiale)の管理人、企業委員会、家族手当金庫、または非営利社団(association)によって雇用されている場合である。もう1つは、永続的資格で子を受け入れる場合であり、里親を県が児童社会扶助局の名で雇用した場合、あるいは特別な家族委託の枠で非営利社団が雇用した場合の特殊な限定されたケースの場合である。

2 **家庭保育所** 親が働いている3歳未満の子を、認可された公認里親が、自己の住居で保育することを組織する施設である。これらの施設の管理者は、一般に市区町村である地方自治体(87パーセント)、非営利社団(10パーセント)または里親である。95年12月31日現在で1,089の家庭保育所があり、3,000人の里親を雇用しており、3分の2が市区町村の雇用であり、63,000の子が監護され、里親1人当たり平均2.1人を監護している。その後、変動があったが、99年には、1,098の家庭保育所が27500の里親を再編成し、63,800人分の席を子に提供している。

なお、公・私の使用者は、里親を含む保育所のスタッフについて民事責任等を保証する責任を負う。

3 労働契約の締結 里親の職務は、労働契約の締結を伴う。使用者の資格が公・私の法人であるときまたは受入れ形態が永続的か非永続的かを問わない。契約は一般に文書によって作成されるが、その内容は、使用者の資格によって異なる。一般的には、就労条件、3ヶ月の試用期間、報酬、休暇、解約方法が明確に定められている。それに不確定期限や私法人のために労働法が定める確定期限などである。

F AM（里親）の報酬

1 里親の報酬は、複雑なシステムになっている。いろいろな要素があつて、それにはいわゆる給与(salaire)、いくつかの手当て(indemnities)や加俸(majorations)、子の養育費と必要品があり、これらは明らかに区別されている。1992年の法律とデクレは、里親全体の報酬の最低基準を引き上げており、また永続か非永続かによってその区別を明確にした。なお、法規は最低基準しか定めていないので、使用者（個人、公・私の法人）は、それを超えて決めることができる。

2 非永続里親の報酬 非永続的資格で未成年者を自宅で受け入れている場合の給与は、子が自宅にいる日に応じて日当により支払われる。その他、各種の手当や加俸が支払われる。里親は、預かっている子の数と日数に応じて、最低賃金の報酬を受け取るが、その最低賃金はS.M.I.C.の時間給に関するデクレによって決定される。ちなみに、2001年7月1日の時間給は、税込み(brut)43.72F. (フラン)であり、手取り34.58Fである。

その他、最低日給、超過時間、月給制、手当と加算(加俸)、養育困難児のための特別手当、有給休暇等々の問題があるが、紙幅の都合により省略する。なお、子の養育費（食料、化粧トイレット費用、それにガス、水道、暖房など）は、里親が負担すべきではなく、使用者が負担すべきものとされている。

3 永続的里親の報酬 92年7月12日法の主要な改正の1つは、自宅に里子が現在することを里親報酬の前提要件とは必ずしもしなくなったことである。これは、受入れ契約に定めた受入れ期間中の「報酬の保証」を設定・導入したのである。したがって、一時的に里子がいなくても、そのことは、給与の喪失と同義語ではなくなった。報酬は、子が里親の住居を決定的に去った時にのみ支払われなくなる。その他、92年法は、最低報酬の見直しをしている。

4 障害、疾病または不適応児について、私法上の法人によって雇用されている者II就いては、特則があり、業務の特殊性(sujétions)を考慮して、その分報酬が加算(majoration)される。また年次有給期間中に子を受け入れていた場合についても、加算がある。

なお、報酬の各種の問題や具体的ケースについては、割愛する {その2の菊池レポートを参照されたい}。

G 養子縁組に対する支援(Aide)

国家被後見子(pupilles de l'Etat)をA.S.E.(l'aide sociale à l'enfance, 児童社会扶助局)によ

って委託されている者は、当事者間に愛情関係が証明されるときは、その被後見子を養子とすることができる。しかし、その子と縁組したために、里親は、基本給と各種の手当を失うことになる。そこで、96年7月5日法は、この不足分を補償するために、県が里親の資力に応じて、財政的扶助をすることを定めている。

H 里親の責任

1 里親は、その業務の遂行において、刑事上、民事上または行政上の責任に拘束される。行政上の責任を負うのは、里親が地方自治体に雇用されている場合、ことに社会児童扶助機関によって未成年者を受入れている場合である。

2 職業上知りえた秘密の保持義務 刑法 226 の 13 条は、受託者が、身分または職業、または職務や一時的任務によって知りえた情報を漏らしたときは、1 年の拘禁刑および 1 0 0, 0 0 0 F (1 5, 0 0 0 ユーロ) の罰金に処すると定めている。

I 里親の最低研修義務

1 1992 年 7 月 12 日法は、一定の例外を除き、すべての里親に研修(formation)を受けることを義務として課している。研修は、県の負担である。研修の履修義務の不順守は、アグレマンの更新の拒否という制裁を受ける。研修は、里親の権利であると同時に義務である。

2 非永続里親 非永続里親の資格で未成年者を受入れるための認可里親に課される研修は、5 年間につき最低 6 0 時間である。ただし永続里親に課される最低 1 2 0 時間の研修を履修している者または少なくとも中等教育終了後 2 年以上の課程において、幼児の領域で認可された免状を有している者はこの研修を免除される。

3 研修の対象と範囲 研修は、以下の領域についての里親の知識を改善すべきものとされている。すなわち、I 子の発達、リズム (テンポ)、欲求、II 子についてのその親との関係、III 子の受入れの育成(教育)面と里親の役割、IV 幼児の受入れの制度上および社会上の枠組みである。これら 4 個の領域のいずれも、研修の対象として明確に説明しなければならないとされている。

4 永続里親 永続里親資格で未成年者を受け入れるための認可里親の研修は、3 年につき最低 120 時間である。ただし育児学補助者の免状を有する者、育児専門の免状を有する者、乳幼児の教員免状を有する者、特殊教員免除を有する者は、研修を免除される。研修期間中の里親の手当は、使用者の負担である。なお、研修分野の対象とその範囲等については、省略する。

J 里親の社会的保護

1 里親は、その使用者が誰であれ、またその活動方法が何であっても、社会保障の一般的制度や退職補充金庫、失業保険制度に加入することは、義務とされている。したがって、たとえば社会保障法の適用により、労働災害や職業病についての保護を受ける。また、里親は、P.M.I.のソーシャル・ワーカーによってフォロー・アップ(suivi)され、コントロール(contrôle)される。

2 産婦と養子縁組 I 妊産婦保険(assurance maternité)の給付を受けるために、当事者は、一定の手続をしなければならない。とくに14週内の妊娠初期にその届出を疾病第一金庫(caisse primaire d'assurance maladie)にして、かつ所定の検診受けなければならない。II 出産休暇期間 産前(出生前)休暇と産後(出生後)休暇を含む。{一覧表一略}。

III 養子縁組休暇 産後休暇と同一である。

3 失業保険 私企業部門(secteur privé)の里親と公共部門(secteur public)の里親の別がある。失業保険手当については割愛する。

H 里親の現状

1 里親数 1999年12月31日現在、約376,000のアグレマンが、P.M.I.によって交付されている(ちなみに、1992年は171,000人)。そのうち32万人は自由(libéral)里親であり、26万人は家庭保育所であり、現職の独立(independants)里親は23万人である。

2 子の数 里親1人当たり里子の数は、2,4人ないし2,6人である。したがって、有効なアグレマンを32万と推定すると、約78万人の子を受け入れる潜在的能力があると解される。

3 養親の年齢 平均44歳である。半数は、43歳以上である。15パーセントは、50歳ないし54歳である。30歳以下の若い里親は、大都会の人口密集地(人口20万以上)に住んでおり、カップルでないことが多い。

4 有子 里親の半数は、18歳未満の子がなく、11パーセントは6歳未満の子を有している。

5 収入 平均月額報酬は、税抜きで3,200フラン(約64,000円)である。農村部2,700フラン(54,000円)に対し、都市部36,000フラン(72,000円)で都市部が高報酬である。

{あとがき}

※2001年12月のフランス(パリ)の現地調査においては、いくつかの関係機関や関係者の親切な協力を受けたが、とくにフランス「雇用と連帯」省の社会的アクション総務部の部長(Chef de Bureau)のDanièle REFUVEILLE女史には、いろいろとご教示を得たほか有益な資料の提供を受けた。記して謝意を表す。

※参考文献や資料としては、本文の注に引用したもののほか、雇用と連帯省発行のdrees,Études et Résultats,No 127,août 2001のLes assistantes.maternellesの特集号を主に参考にした。そのほかの多くの文献・資料を参照したが、その掲示については別の機会に譲ることとする。

Ⅸ フランスの里親制度・その1をめぐる質疑応答

中川高男と出席者

桐野：5年間有効とおっしゃいましたが、これは結構長いですね。これが里親、私がお話しているような里親だったら、アメリカはいまは2年間。

中川：それは長いですね。里子の場合は18歳以下ですか？ 18歳と6歳と3歳と三つありますね。里子の場合は。

菊地：本当にフランスの里親のは複雑で、言葉なんかもよくわからなくて、向こうの人も混乱していて、いま里親の身分規定を改正しようとしているんです。要するに保育ママ的な里親と、いわゆる里親と、全然仕事の職業的にも内容が違うので、これを同じ呼称で呼んでいるのはおかしいと。それでいろいろな混乱があるからこれを直そうというので、近くそれが直されるのではないかといわれています。だからその被害に中川先生もおあわれになっているのではないかと思います。

中川：……職業として労働者として雇用契約に基づいて仕事に就くわけですから。職業なんですよ。

菊地：概念が全然違うんです。

中川：労働法なんです。賃金がいくらとか、そういう計算ばかりです。

湯沢：里親というのは夫婦一組という感じなのが、殆ど女性一人ですね。

中川：女性一人です。

湯沢：その人に配偶者がいても関係ないのですか？

中川：ほとんど存在はないみたいですね。

菊地：それは保育ママ的な里親はそうなんです。女性であれ男性であれ、その人がその人の資格でなるんですけれど、里親はそうではないんです。家族として里親になる。だから里親のことはファミリー・ダコイっていうような言い方をされていて、受け入れ家庭という意味ですけどね。ファミリー・ダコイとして、それが里親なんです。だからちゃんと区別している人はアシスタント・マテルネルとファミリー・ダコイという言い方をして区別しています。里親の場合は家族の同意が必要だし、家族に対しての調査もちゃんとして、行って面接なんかもしているんです。だけれどアシスタント・マテルネルの場合は家族のことはしていないんです。

津崎：今聞いていて、里親と言われているけれど、日本で言う保育士だとか保育ママさん系統の感じがします。

中川：そうです。保育士、保育ママですよ。

菊地：アシスタント・マテルネルというのが要するにアシスタント、母を助けるという意味で、親の援助者ということなんです。これをエデュカトリス・ドミッシルトかな、そんなような言い方にしたほうがいいんじゃないかという意見も出ています。

中川：ベビーシッターみたいな。

菊池：そうですね。ベビーシッターに近い役割をする場合もありますね。でも、単なるベビーシッターではなくて、ちゃんと子供の養育に携わる者としてきちんとした研修を受けて、それで保育ママさんの場合も、フリーで個人が契約する場合は別ですけど、その場合でも市がその委託後の子どもの状況を年に4回くらい調べに行ったり、問題があるとそれを相談する機関もちゃんとあって、一応管理はしているんです。家庭保育所に契約して自分の家で子どもを預かるアシスタント・マテルネルとか、あるいは保育所のディレクターとか保育所の中にいろいろな専門職がいて、その人たちがアシスタント・マテルネルを監督しているというようなシステムになっています。

中川：本当は直訳したほうがいいかもしれないですね。アシスタント・マテルネルと言ったほうがね。里親と言ったのとは違うような思いますね。

菊池：それから先生はペルマナントを永続的と訳されていますが、永続的というよりは昼夜預かる里親とって、24時間子どもに対応するように預かる里親という意味なので、ペルマナントの訳ですね。

中川：英語のほうでは永久と訳されていますね、永久的里親と。あるいは恒久的里親と。

菊池：恒久的とか永久的という意味だと別のことを想像してしまいますでしょ。そうではなくて24時間預かる里親という意味なんですよ。だから非永続的というのはそうではなくて、日中だけ、1日のうち何時間かだけ預かるという、そういう里親のことをノンペルマナントという言い方をしているんです。

中川：菊池さんはどういう訳がいいと？

菊池：私は日本では非常にわかりにくいので、ペルマナントのほうは「里親型アシスタント・マテルネル」としたほうがいいと思うんです。それからノンペルマナントは「保育ママ型アシスタント・マテルネル」と。そうすれば日本ではぱっとわかるとおもうんです。

中川：そういうほうがいいな。里親型と保育ママ型と。

菊池：里親さんというのは日本では昼夜預かる人を言いますでしょ。

高橋：委託されてずっとですよね。保育ママ型というのは通所？

菊池：保育ママということですよ。

高橋：通所じゃないですね。

津崎：いろいろあるんですよ。家庭福祉員だとか、京都は昼間里親ですよ。

菊池：ペルマナントのほうにも継続と断続があります。なぜこういうふうに分けたかという、継続というのは15日以上ずっと預かる里親のことなんです。その場合月給制なんです、月給で支払われる。だけれども、断続型のほうは、例えば土日だけ預かるとか、定期的なんだけれども短い期間預かる。これは日当なんです。だから支払いの方法が変わるもので、そういうふうに分けて違いをいうのだと思うんです。それから「個人によって雇用された里親」というのが2の雇用形態の中にありますけれど、いわゆるファミリー・ダコイというのは個人で契約されるということはありません。

必ず法人か、民間法人か公的法人に雇用されるわけで、民間の里親斡旋団体があるんですけど、そういうところに雇われるんですね。そして公的法人は児童社会援助機関になります、県の。あと病院とかに雇われることもあります。

許：アグレマンが不要だという中に裁判官が出ていたんですけど、その中に育成の…。

中川：いわゆる少年犯罪法を犯した者、虞犯少年、そういうものですね。

許：専門措置とはそういう…。

中川：育成と訳しましたが、教育と訳してもいいんですね。日本でいうと感化院に入っているとか、そういう場合の。

許：この場合の、アグレマンが不要だという、そういう措置によって預かった子どもに関しては…。

中川：それに関しては、日本でいうと保護監察官、監察官に預けているようなものだから、信頼のおける人、信頼に値する人に預けている。信頼に値する人はアグレマンは要らないというわけです。それを里親にするわけでしょうね。

菊池：いや違うんです。信頼に値するというのは、図 1 にあるんです。これは制度外の里親委託というのが右のほうにあるのですが、民法 375 条の 3 項、この「信頼に値する第三者」というのです。第三者とはいつているんだけど、子どもを委託する場合に裁判所が決定するので、県の児童社会福祉機関や第三者というのに委託することはないのです。これは里親制度とは全く違って、ここの規定を見ますと、認定の制度があるか、なし。受け入れ限度があるか、なし。契約制があるか、なし。費用の弁償はあるんですね。養育費だけは出されるんですけど、ほかには何の規定もないんです、研修も何も。私もどういものかわからなかったのて聞いたんですけど、「日本では絶対これの真似をしてはいけませんよ、これはよろしくない、裁判官が勝手に作り出したものなんでこれは危険である」と言っていました。

それからいま許さんが言われた養育関係者が里親になる場合ということですけど、これはどういう人かという、例えば保母の資格をもっている人、育成指導員の資格をもっている人。育成指導員というのは施設などで養育にあたるケースワーカーですね、そういう専門教育を受けて資格をもっている人。そういう人は里親になる場合でも認定を受けなくても里親としてその人は雇われることができる。なぜなら既にそういう勉強をしてきたから、という理由なんですけど。

中川：それから民法 375 条 3 ですが、民法の親権のところかな、現在の環境から子どもを引取る必要がある場合には、裁判官は次の者に預けることを決定するとありますね。その一つが父母の…。その二番目にありますね、その信頼の第三者とあります。あるいは家族のその他の父か母の一方、または家族のほかの構成員または信頼のおける第三者に引き渡す、というのが民法の規定なんですね。

菊池：どういう人がこういうものになるのかと聞いたんですね。変な人がなっている、というんです。例えば山の中で山羊を飼っている人がいるでしょ？ そういう人がいく

らでも子どもを預かってあげますよ、というので預かる。けどもそれは非常に危険である、と研修期間の方は話しておられました。

高橋：非行と書いてありますが、非行少年ですか。

菊池：そうですね。この対象になる子どもというのは、危険な状態にある子ども、非行をしている子どもですね。

高橋：危険な状態にある子ども、というのは、例えば虐待されている子どもではなくて、自分自信が非行の状態にあるのですね。

菊池：いえ、虐待の危険がある子どももこれに入ります。非行というのは、実際に非行を犯して、裁判官に審判された子どもです。

高橋：少年法みたいなのはないんですか？

菊池：少年法というのはないですね。

中川：さあ…。刑法はちゃんとあります。

菊池：それについてはよく知りません。

X フランスの里親制度・その2 (パリ県の児童社会援助サービス)

菊池 緑

A. 研究の目的

フランスは、17世紀にまで遡る長い里親委託の歴史があるが、現在、その制度がどのように変化し、実践されているのか、わが国ではほとんど知られていない。日中あるいは夜間だけ子どもを自宅で保育するアシスタント・マテルネル（いわゆる昼間里親）については、「保育ママ」の名称で日本でもかなり紹介されている。しかし社会的養護を必要とする児童のための里親（*famille d'accueil*, または, *assistante maternelle permanente*）の現状はあまり知られていない。1986年の地方分権法は、児童保護の権限を県会に与え、家族と社会扶助法の諸規定の実行を各県(全国に100県がある)の自治に委ね、その財源も国から県へと移行した。したがって里親制度の運用も、県によってその取組みに違いがあり、実務の状況を知るには、県レベルでそれを見る必要があると考えられる。本研究は、首都(市)であると同時に、全国で最も小さい県であるパリ市において、里親委託がどのような体制と仕組みで行われているのかを明らかにすることを目的とした。さらに、里親認定、研修、里親の報酬あるいは里親委託機関における業務体制と仕事等もできるだけ明かにしたいと考えた。

B. 研究方法

上記の目的を果すため、パリ市の養護相談の窓口であり、措置機関である中央行政センターの *Bureau de l'aide sociale à l'enfance*(児童社会扶助課, 略して ASE)を訪ねて、課長補佐の Elisabeth Kucza 女史から ASE の業務と措置の仕組みについて話をきいた。そこで提供された文献資料、『パリの児童社会扶助ガイド』、『2000年度 AFE 業務報告書—L'Aide sociale à l'Enfance—』およびパリ市役所の里親案内『Être assistant(e) maternel(le) à l'Aide Sociale à l'Enfance』に目を通して聞き取ったことを再確認し、考察した。里親認定については、DASES の年少児童部 (AFE) の母子保護課 (PMI)を訪ねて、監督官の Danielle Phésor 女史から、アシスタント・マテルネルの募集、認定、研修等について説明を受けた。さらに、民間の里親研修専門機関の一つ、*Institut de Formation de Recherche et d'Evaluation des Pratiques Médico - Sociales (IFREP)*を訪ねて、この機関による120時間継続研修について所長補佐の Catherine Horel 女史から話をきいた。そのほか、里親委託の歴史的変遷と全

国的現状について、Pierre Verdier 氏を訪ねてオリエンテーションを受けた。Verdier 氏はモーゼル県保健社会事業局 (DDASS) の元局長で、現在は、Fondation La Vie Au Grand Air (里親委託施設を含む各種の児童施設を運営する民間セクター)の所長である。一貫して実務に携わりながら定評ある児童社会扶助ガイドをはじめ児童養護と養子縁組に関する多数の著書を著している。

1. 多様に活用されている里親委託

フランスでは、里親委託 (l'accueil familial 又は le placement familial) は、子どもにも大人にも多様な目的と形で広く活用されている。子どもの里親委託は、制度化されたものと制度の枠外のものがあり、制度化された里親委託には、実施主体、根拠法、呼称、子の保護の権限、研修制度、費用負担をする機関がそれぞれ異なる4つのタイプがある。(図1, Jean-Claude Cébula, 2000)

- * 県の児童社会扶助サービス (ASE) の里親委託: 21歳未満の社会的養護を必要とする児童と青少年を対象とする。ASEの決定による場合と裁判所の決定による場合がある。その費用はいずれも県が負担する。
- * 非営利団体を実施主体とする「特別里親委託」: ASE 又は裁判所から措置される子どもで、学校、施設、家庭、一般の里親家庭に適応困難な問題行動や非行のある者、エイズ等の慢性疾患をもつ児童等を対象とし、異職種専門家チームの援助体制の下で、支援を受けて行われている。費用は県又は司法サービスが負担する。
- * 医療機関を実施主体とし、障害児を対象とする「特別里親委託センター」: 委託費用は社会保険から支払われる。
- * 精神医療施設を実施主体とする治療的里親委託: 委託費は社会保健から払われる。

これらの里親委託は、受皿となる里親 (familles d'accueils) に関する諸規定が共通している。その点が制度の枠外のものとは違っている。

本稿で取り上げる県の児童社会扶助サービス (ASE) の里親委託は、全国的に見ると、県によってかなりの格差がある。たとえば、人口10万に対して里親委託児童が0~50人未満の県もあれば、150人以上の県もある(1992年のIFREPの全国調査)。1999年のDREESの全国調査では、ASEの養護児童111,400名のうち、施設在所児童は52,400名、里親委託児童は59,000人(53%)である。同年の国勢調査では、21歳未満のフランス本土の人口は5852万人、パリ市は212万5千人である。したがって20歳未満人口10万に対する里親委託児童は、全国平均が101人となる。2000年度のパリ県のAFE統計では、ASEの養護児童4,251人中、施設在所児童は

2,255人(56%), 里親家庭委託児童は1,777人(44%)である。20歳未満人口10万に対するパリの里親委託児童は3.7人である。全国的に、パリ県の里親委託は少ないといえる。

2. パリ県の児童保健社会援助局 (DASES) の組織と里親関係機関

1986年の地方分権化以後、児童の保健と社会援助活動を実施する県の行政機関は、パリ市長 (= 県会議長) の下に組織された Direction de l'Action Sociale de l'Enfance et de la Santé (児童保健社会援助局, 略して **DASES**) である。**DASES** は、局長のもとに4つの大きな部 (Sous-direction) が組織されている。l'action sociale(社会活動部), la Santé(保健部), la Petite enfance(年少児童部)および les Actions familiales et éducatives (育成家庭支援部, 略して **AFE**) である。

この中で社会的養護を必要とする児童の相談を受け、措置決定と処遇を決定する機関は、**AFE** 内の Bureau de l'aide sociale à l'enfance, (児童社会扶助課, 略して **ASE**) である。**AFE** には、8つの課があり、里親委託に特に関係のある課は、エイジェンシー課 (Bureau des agences) である。この課は、8ヶ所ある県の里親委託機関であるエイジェンシーを管理し、エイジェンシー相互の、あるいは **AFE** 部内の各課をつなぐ役割を担っている。また、里親への報酬と補償の支払に携わっている。

AFE の養子縁組課は、国の被後見子の後見機関である県の保健社会事業局 (DDASS) と連携して、養子縁組計画を提案し、計画を実行し、完全養子縁組が成立するまで将来の親子を支援している。国内および国際間の縁組希望者の適格性を調査し認定する。また、民間の養子縁組機関の認可も行っている。

2000年度では、450件の養親希望者の認定審査があり、うち、認定件数は438件、却下が12件であった。養子縁組前提の児童の委託は38件である。内、35件が養親認定家庭に託置され、5件が里親との縁組である。養子縁組は、里親委託とは制度的実務的に別の形で行われているが、特に、国の被後見子の養子縁組に関しては、**AFE** 部内の関係サービスと緊密な連携のもとで行われている。

AFE の Bureau des affaires juridiques(人権擁護課)は、措置された児童とその家族の利益を擁護する仕事をしている。

里親(famille d'accueil)が、**ASE** 又は民間法人から雇用されるには、予めアシスタント・マテルネル(AM)の職業的身分を認定されていなければならない。その認定が、年少児童部の Bureau de la Protection Maternelle et Infantile(母子保護課, 略して **PMI**) で行われている。ここで、全国共通の24時間子どもを預かる assistante maternelle permanente の身分を認定されなければならない。

3. 「育成家庭支援部 (AFE)」の任務

次に、児童と青少年の保護と健全育成に係わる **AFE** の任務を見ることにしたい。『パ

りの児童社会扶助ガイド』は、**AFE**の任務を次のように述べている。

— 未成年者とその家族、開放された未成年者(*les mineurs émancipés*)および21歳未満の成人がそのバランスを失う可能性のある社会的困難に遭遇しているとき、生活・教育・心理面から彼らを支援する。

— 社会的不適応の危険を示す地域に、子どもと家族が疎外されないように予防し、社会的同化又は向上を図る目的で、集団的社会活動を行う。

— 県のサービス機関が養護する未成年者の総合的ニーズに応え、彼らの進路を家族または法定代理人と共に協力して見守る。

— 未成年者のために虐待予防活動を進め、虐待児童に関する情報を収集し、緊急保護に関与する。

— 妊産婦及び家族のない母とその3歳未満の児童を精神的、物質的に支援する。

— 児童と青少年の社会的不適応を予防する目的で、家族と社会扶助法典45条に定められた活動を行う。

児童社会援助の第一の目的は、家族の単位を完全に維持しながら、子どもを保護することである。したがって予防活動を第一に優先し、困難にある家族が自ら子どもを育てられるように、金銭的援助、開かれた環境における育成扶助(AEMO、現在の環境を維持する目的で行われる。民法375条)、社会支援活動、社会的同化を促す各種の予防活動を行う。

ただし、必要なときは、可能であれば家族の合意を得て、あるいは児童判事の介入によって強制的に、里親委託または施設への入所を図る。

最終的に養子縁組が可能となった子どもには、その利益を擁護し、養親候補家庭に委託するすべての手続を取る。

著しく困難な状況にある青少年には、特別予防措置と他の補足的予防措置をもって介入する。

ここで強調されているのは、本来の家庭環境の維持と社会的に不適応な状況にある子どもと家族の疎外化を予防する活動の優先である。そして、里親委託も施設入所も、その必要がある場合に、と限定して認めている。そして家庭外に措置される児童には、総合的ニーズに応えることが目指されている。

4. 児童社会扶助課 (ASE)

以下では、ASEの業務と業務体制及び措置決定の仕組みを明らかにしたい。

ASEのセクター：パリ県では、パリ市20区を13のセクターに分割し、地区担当の全セクターを中央行政センターのASE内に置いている。そして全養護相談の窓口を一つにし、総合的児童相談とは区別して、養護相談の専門化を図っている。この点が他県とは異なっているという。ASEのセクターは、児童問題の発生頻度を基準に管轄地区を定め、2人の児童判事が各セクターを担当している。

この中央行政センターには、180人の職員が働いているが、うち、71名がソーシャルワーカーである。また、アシスタント・ソーシャルと児童指導員(éducateurs)からなる11の支援体制(encadrements socio-éducatifs)が組織され、児童と家族の相談にそのチームで対応している。

ASEが児童を受容するときは、一時保護をどこで行うのかが検討され、緊急の場合は、即日、入所させる。パリ県には3つの県の一時保護施設があり、その一つは乳児部を併設し、24時間体制で入所を受付けている。保護された児童は、保護期間中にその状態を児童指導員が評価し、処遇方針を検討する。

緊急保護に里親も活用されている。緊急保護を担う特別里親は、どんな要請にも応えるゆとりと優れた寛容性が求められ、委託機関の責任者と連絡をよく取り合えることが条件とされている。特別里親は、児童を預っていないときでも待機時の補償を、後述するように、受けられる。

ASEの措置は、家族の希望を顧慮し、申出を基に、ASEの責任者および児童を一時保護した施設の児童指導員ならびに児童の家族を担当したアシスタント・ソーシャルによって、その調査と評価をもとに協議し決定される。そのとき、児童担当(référent)が決定される。児童担当は、以後、その児童にいかなる措置変更があっても、一貫してその児童に責任をもって担当する。問題なのは、Kucza女史によれば、ASEの職員がより条件の良い職場を求めて長く同じ職場にいないことにあるという。少なくとも5年間は同じ職場で働くように求めているが、それが難しい状況がある。パリ市内に里親委託が少ないのはそんな影響もある、と話された。

措置決定のとき、里親委託か施設入所か選択する基準は、Kucza女史によれば、第一は、「年少の子どもは、長期間、集団に置くことはできない」という年齢的基準がある。最近、年齢の高い子どもが自ら里親委託を希望する新しい傾向がみられるという。里親委託は委託時の年齢が17又は18歳まで認められる。第二は、家族関係が断絶しているときである。第三は、里親委託を本人または家族が希望する場合である。概して、児童が家庭環境を必要とするとき、里親委託は行われている。

緊急通報取扱室(TSU)：ASEには、児童虐待を予防する目的で24時間体制の緊急通報取扱室がある。そこに、多価値的サービス(一般的予防活動)、学校福祉サービス、母子保護サービス等からの通告が入る。2000年度の虐待予防通告は、758人の児童に関して510件を数えた。

検事：ASEは、TSUで受けた通告の一部を大審裁判所の未成年検事(parquet des mineurs)に振り向けて調査してもらうことができる。検事は、法廷で床(parquet)に立ったまま意見を述べるので、parquetと呼ばれている司法官(magistat)であるが、親権問題が絡みそうな通告を、ASEは検事に回しているのではないだろうか。検事は、それを裁判所の社会調査部で調査し、結果をASEに報告する。

ASEは、検事の調査結果を受けて、必要があれば、それを児童判事に文書で通告し、判事の決定に委ねる。

措置された児童を親が強引に引き取ろうとする場合も、ASEは検事に通告し、親の

問題を調査してもらい、その結果、問題があれば、児童判事に通告することができる。いわば仕事の住み分け、役割分担が行われている。2000年度に検事局が受けた通告数は953件、うち、ASEからの通告は172件である。他機関からも多く、781件を数える。

図2は、地方分権化以後の措置決定の流れをASEと裁判所と県会との関係で示している。(A.THÉVENET,1989)。パリ県の現状とは多少流れに違いがあるが、3つの機関の関係は変わっていない。図左の裁判所(JUSTICE)には、児童判事と検事(parquet des mineurs)がいるものと考えられる。検事の調査は、Service social du tribunalで行われる。図の中央右のFOYER DE L'ENFANCE(児童ホーム)は、児童を観察し、進路を検討する県の一時保護機関で、Etablissements à caractère social(児童養護施設)とはその機能が区別されている。

児童判事：児童判事(juge des enfants)は、大審裁判所に属し、ASEと緊密な関係を持ちながら、独立して児童の処遇を決定することができる。判事は、検事の調査を基に、あるいはASEの文書による通告によって、法律的決定をする役割を担う。判事は、そのほかに受け持った児童についてASEに伝える。また、法律的決定をした児童の処遇をASEの裁量に委ねることも、直接、施設や里親等に託置することもできる。2000年度のパリ県の養護措置児童は4978人、裁判所による決定が3450件、ASEの行政的決定が1528件であった。実に70%が裁判所の決定である。児童判事が直接児童を施設または個人の家庭に託置したケースは727件、ASEに処遇を委ねたケースは2723件である。児童判事は、ボルドーの司法官研修国立学校で特別に養成されている(Pierre Verdier,2001)。

このように養護措置は、ASEと裁判所の連携のもとで、それぞれの役割を分担しながら行政的措置と法律的措置を行っている。

5. 措置児童の法律的分カテゴリー

家庭外に児童を措置するとき、フランスでは、その法律的保護の根拠を明確にしている。そのことが児童の処遇にも、進路にも影響を与えている。法律的分カテゴリーを行政的措置と司法的措置に分けると、以下の通りである。表3を読むために名称の頭に略字を記しておく。

【行政的措置】

AP (accueil provisoire)：家族と社会扶助法(CASF)のL.222-5条1による。一時的に本来の家庭環境を維持できないとき、ASEと子の法定代理人の合意によって行われる一時的受入れ。一年を期限に受入契約が結ばれ、証書には、託置形態、受入期間、訪問と宿泊権の行使の方法が明記される。親は親権を完全に保持し、いつでも子

を引き取ることができる。同じ条件で更新も可能である。

RP (recueil provisoire) : 妊産婦又は母子の一時保護。CASF の L.222-5 条/4。

APJM (accueil provisoire des jeunes majeurs) : 若年成人の一時的保護, CASF の L.222-5 条/4 による。18 歳 (成年年齢) に達した後も社会的養護を必要とするときには, 本人の申請で 21 歳まで利用できる。

[司法的措置]

Garde : 児童判事から子の監護権が ASE に委ねられる。民法 375 条の育成扶助制度による。条件は, 親権から開放されてない未成年者の健康, 安全もしくは精神が危機にあるとき, 又は, その育成条件が著しく損なわれるとき, 強制的に ASE に子が引取られる。ただし, 親は, 措置に支障のない範囲で親権を保持する。

DAP (la délégation d'autorité parentale) : 親権の委譲, 民法 377 条の 1。16 歳未満の者が, 父母又は後見人の関与なしに個人, 施設, あるいは ASE に引き取られた場合, 調書作成後, 父母に通知し, 3 ヶ月を経ても, 子の引取りを親又は後見人が要求しないとき, 親権を放棄されたものと推定される。この場合, 子を引取った個人, 施設または ASE は, 親権の全部または一部を子の利益のために裁判所の決定により自己に委譲させることができる。ただし, 委譲後も親子関係は継続しているので, 回復する可能性が残されている。

TE (la tutelle d'Etat) : 国の後見。民法 433 条による。後見判事は, 父母の一方が禁治産, 不在, 遠隔地にいることを理由に, 親権を行使する権限を取り上げ, ASE に付与することができる。

PE (les pupilles de l'Etat) : 国の被後見子。CASF の L.224-4 条による。後見人は, 県における国の代表として県の保健社会事業局 (DDASS) に属する préfet (知事) である。後見人は, 国の被後見子家族会の意見を聴いて, 県会議長とともに後見を行う。国の被後見子は, 法律的に養子縁組が可能になる。

国の被後見子は, 以下の条件で, 裁判所の関与なしに行政的に受理されて, 国の後見を受ける。

- ① 親子関係が確立していないか不明で, ASE に引取られて 2 ヶ月以上になる者。
- ② 親子関係が確立し, 又は知られているが, 養子縁組の同意権者から児童を国の被後見子にするために, ASE に明らかに引き渡され, 2 ヶ月以上が経つ者。
- ③ 親子関係が確定し, 親が知られているが, 父又は母から国の被後見子とするために子を明かに, ASE サービスに引渡し, 6 ヶ月以上が過ぎても, もう一方の親が, 子を引取る意思を示さないとき。
- ④ 父母共に無く, 民法上の後見が設置されず, ASE に身柄を預けられて, 2 ヶ月以上になる孤児。
- ⑤ 親が民法 378 条 (子の身上に対する犯罪) 及び 378 - 1 条 (劣悪な待遇等) により親権を完全に剥奪され, 380 条 (監護権喪失) の適用で ASE に保護された子ども。
- ⑥ 民法 350 条 (遺棄宣告) の適用で ASE から養護される子ども。